

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第18号

香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
(香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 香川県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年香川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料納付票)</p> <p>第9条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部584の2の項から584の4の項までに規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条又は第11条の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票(第8号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>	<p>(手数料納付票)</p> <p>第9条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部584の2及び584の3の項に規定する手数料を納付する者は、省令第2条第1項、第8条又は第11条の申請書の余白又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票(第8号様式)に香川県証紙をはりつけて納付しなければならない。</p>

第8号様式（第9条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請( <input type="checkbox"/> 新築の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合) <input type="checkbox"/> 変更認定申請( <input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合)
住宅性能評価書の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号                      年   月   日・第                      号

割印

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価書の交付の有無欄は、該当する口に「レ」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加し、申請者の割印を押してください。
- 4 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。別紙に貼るときは、割印をしてください。

第8号様式（第9条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料納付票

申請手数料額
申請の種類 <input type="checkbox"/> 認定申請 <input type="checkbox"/> 変更認定申請( <input type="checkbox"/> 譲受人の決定 <input type="checkbox"/> その他の場合)
住宅性能評価の交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
香川県証紙欄
※受付年月日・受付番号                      年   月   日・第                      号

割印

注意

- 1 申請の種類欄及び住宅性能評価の交付の有無欄は該当する口に「レ」を入れてください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 本様式を申請書の最終面に追加し、申請者の割印を押してください。
- 4 証紙は、欄内にはってください。はれないときは、裏面又は別紙にはってください。別紙にはるときは、割印をしてください。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年香川県規則第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料納付票等)</p> <p>第6条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第2表 手数料の部584の5の項に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票(第2号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>	<p>(手数料納付票等)</p> <p>第6条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1第2表 手数料の部584の4の項に規定する手数料を納付する者は、省令第52条第1項の許可申請書の余白又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に係る手数料納付票(第2号様式)に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。